

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項目名	コロナ禍等を踏まえた法人版・個人版事業承継税制に関する検討		
税目	相続税 贈与税 （租税特別措置法第70条の6の8から第70条の7の8まで、租税特別措置法施行令第40条の7の8から第40条の8の8まで、租税特別措置法施行規則第23条の8の8から第23条の12の5まで）		
要望の内容	<p>法人版・個人版事業承継税制における円滑な事業承継の実施のための措置について検討する。</p> <p>具体的には、非上場株式等に係る納税猶予制度について、コロナ禍の影響も含め、事業承継の実施状況や本税制の活用状況等を踏まえ、必要な税制措置を検討する。</p> <p>また、個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度について、事業承継を促進する観点から、同族会社や事業用資産を有しない個人との課税の公平性や、制度の濫用を防止する観点等を踏まえつつ、青色申告書の貸借対照表に計上される事業用資産を対象とすることを検討する。</p>		
		<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>－ 百万円 （▲58,000 百万円） （－ 百万円）</p>

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>経営承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては地域経済の活力維持・発展を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。このように、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が急速に進展する中で、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展を確保することが喫緊の課題となっている。</p> <p>また、事業承継の円滑な実施は、事業が継続されることによる雇用の維持に加え、休廃業企業のうち一定数は経常利益が黒字であること、経営者の年齢が若いと売上高が増加する傾向があることも踏まえ、地域経済の維持・活力向上の観点でも極めて重要。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症等の影響により売上が減少した事業者ほど事業承継を後ろ倒しにしているというアンケート結果もあり、事業承継税制の活用件数は2019年度に比して2020年度に減少しており、このような状況等を踏まえ、円滑な事業承継の実施のための措置について検討することが必要。</p>									
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="536 1196 699 1397"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="699 1196 1489 1397"> <p>中小企業・地域経済 事業環境整備</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1397 699 1686"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="699 1397 1489 1686"> <p>相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1686 699 1944"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間は</p> </td> <td data-bbox="699 1686 1489 1944"> <p>法人版事業承継税制 (一般措置) 期限の定めなし。 (特例措置) 令和9年末まで。 個人版事業承継税制 令和10年末まで。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1944 699 2098"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="699 1944 1489 2098"> <p>政策の達成目標と同じ。</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>中小企業・地域経済 事業環境整備</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間は</p>	<p>法人版事業承継税制 (一般措置) 期限の定めなし。 (特例措置) 令和9年末まで。 個人版事業承継税制 令和10年末まで。</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標と同じ。</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>中小企業・地域経済 事業環境整備</p>									
<p>政策の達成目標</p>	<p>相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。</p>									
<p>租税特別措置の適用又は延長期間は</p>	<p>法人版事業承継税制 (一般措置) 期限の定めなし。 (特例措置) 令和9年末まで。 個人版事業承継税制 令和10年末まで。</p>									
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標と同じ。</p>									

	政策目標の達成状況	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、約5万件で推移している。経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により事業承継を促進することが必要不可欠。</p>  <table border="1"> <caption>休廃業・解散件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13</td><td>34,800</td></tr> <tr><td>14</td><td>33,475</td></tr> <tr><td>15</td><td>37,548</td></tr> <tr><td>16</td><td>41,162</td></tr> <tr><td>17</td><td>40,909</td></tr> <tr><td>18</td><td>46,724</td></tr> <tr><td>19</td><td>43,348</td></tr> <tr><td>20</td><td>49,698</td></tr> </tbody> </table> <p>(資料：東京商工リサーチ「旧廃業・解散企業」動向調査)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 平成30年度税制改正における抜本拡充以来、特例承継計画の提出件数は9,693件（平成30年4月から令和3年6月の間の集計）となっており、事業承継に一定の貢献をしてきた。</p>	年	件数	13	34,800	14	33,475	15	37,548	16	41,162	17	40,909	18	46,724	19	43,348	20	49,698
年	件数																			
13	34,800																			
14	33,475																			
15	37,548																			
16	41,162																			
17	40,909																			
18	46,724																			
19	43,348																			
20	49,698																			
有効性	要望の措置の適用見込み 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>制度の適用を受ける全ての中小企業者が適用対象となりうる。適用見込み 約3,000件/年（平成30年度実績と同程度の水準で特例承継計画の提出があるものと仮定）</p> <p>制度の適用を受ける中小企業者の事務負担が軽減されること等により、制度活用のより一層の促進に繋がる。</p>																		
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置 予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租特法第69条の4） ・相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例（租特法第9条の7） <p>事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。</p> <p><法律></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営承継円滑化法 遺留分に関する民法特例 321件（令和3年3月末時点） 金融支援 356件（令和3年3月末時点） <p><予算措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継・世代交代集中支援事業（令和3年度当初予算（16.2億円）） 																		

		<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継・事業引継ぎ推進事業（令和2年度第3次補正予算（56.6億円）） ・事業承継総合支援事業（令和3年度当初予算 中小企業再生支援・事業承継総合支援事業 95.0億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。
	要望の措置の妥当性	平成30年度税制改正において各種要件の緩和を含む抜本的な拡充が行われ、令和元年度税制改正においても認定申請時・各種報告時の手続きを見直し等が行われ、さらに個人版事業承継税制が創設されたが、コロナ禍等の直近の状況を踏まえた所要の措置について検討を行う必要がある。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p><平成30年> 特例承継計画の申請件数：1,885件 （平成30年4月30日～平成30年12月31日）</p> <p><令和元年> 特例承継計画の申請件数：3,817件 （平成31年1月1日～令和元年12月31日）</p> <p><令和2年> 特例承継計画の申請件数：2,918件 （令和2年1月1日～令和2年12月31日）</p> <p><令和3年> 特例承継計画の申請件数：1,073件 （令和2年1月1日～令和3年6月30日）</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	中小企業の後継者が先代の経営者から当該中小企業の株式等の贈与・相続等を受けた場合に、一定の要件を満たしたときは、その株式等に係る贈与税・相続税が猶予及び免除されるため、後継者の税負担の軽減が図られ、事業承継に寄与する。
	前回要望時の達成目標	相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組んでいない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成14年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設 平成15年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用 平成16年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ 平成18年度改正 物納手続の改善 平成19年度改正 種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設 平成20年度改正 平成21年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定（税制改正大綱） 平成21年度改正 平成20年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設 平成22年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等 平成23年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等 平成25年度改正 親族外承継の対象化、雇用の5年継続要件の見直し、贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に変更等 平成27年度改正 猶予継続贈与による免除規定の設置 平成29年度改正 雇用要件の見直し、災害特例の創設、相続時精算課税との併用、切替確認時の中小企業要件の見直し等 平成30年度改正 猶予割合・猶予対象株式数の見直し、対象者の拡充、雇用要件の弾力化、経営環境変化があった場合の免除制度、相続時精算課税制度との併用者の拡充 令和元年度改正 贈与税の納税猶予における年齢要件の引下げ、資産管理型会社への該当要件の一部緩和、一定の場合における贈与税の納税湯世の免除届出の添付書類の不要、個人版事業承継税制の創設 令和2年度改正 常時使用する従業員の定義の見直し 令和3年度改正 後継者の役員要件の見直し、個人版事業承継税制において対象となる特定事業用資産の見直し</p>